

令和6年度

神戸家庭裁判所事務分配等規程

令和5年12月22日決議

(令和6年1月1日施行)

令和6年1月24日決議

(令和6年1月26日施行)

令和6年1月24日決議

(令和6年2月1日施行)

令和6年2月28日決議

(令和6年3月1日施行)

令和6年3月21日決議

(令和6年4月1日施行)

令和6年3月21日決議

(令和6年4月6日施行)

第1章 総	則	1
第2章 本	庁	1
第3章 支	部	2
第4章 浜坂出張所		2
第5章 司法行政事務の代理順序		3
別表		
別表第1	本庁の裁判官の配置	4
別表第2	本庁の開廷日割	4
別表第3	支部の裁判官の配置及び代理順序	7
別表第4	浜坂出張所の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割	14

## 令和 6 年度神戸家庭裁判所事務分配等規程

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、神戸家庭裁判所、同支部及び同出張所の裁判事務の分配、裁判官の配置、開廷日割並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序を定めることを目的とする。

#### (部、支部の事務分配)

第 2 条 各部又は各支部の裁判官に対する事務の分配は、この規程に定めるもののほか、当該部又は当該支部において定める。

### 第 2 章 本庁

#### 第 1 節 家事部

##### (裁判事務の分配)

第 3 条 家事及び人事訴訟に関する事件並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 9 条の 3 の規定による臨検捜索許可状の請求に関する事件は、家事部に分配する。

##### (裁判官の配置)

第 4 条 裁判官の配置は、別表第 1 の家事部欄のとおりとする。

##### (開廷日割)

第 5 条 開廷日割は、別表第 2 の家事部欄のとおりとする。

##### (裁判長の代理)

第 6 条 合議体の裁判長に差し支えのあるときは、山本裁判官、西森裁判官、小河裁判官、木村裁判官の順で代理する。

##### (裁判事務の代理)

第 7 条 一人制で処理する事件について、裁判官に差し支えのあるときは、古谷裁判官、永谷裁判官、山本裁判官、西森裁判官、小河裁判官、木村裁判官、渡邊裁判官、藤村裁判官の順に、当該裁判官の次の裁判官から輪番で代理する。ただし、児童虐待の防止等に関する法律第 9 条の 3 の規定による臨検捜索許可状の請求に関する事件については、永谷裁判官、山本裁判官、西森裁判官、小河裁判官、木村裁判官の順に、当該裁判官の次の裁判官から輪番で代理し、いずれの裁判官も差し支えのあるときは、渡邊裁判官、藤村裁判官の順で代理する。

##### (緊急時の代理)

第 8 条 緊急の必要のため前 2 条に定める代理順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

#### 第 2 節 少年部

##### (裁判事務の分配)

第 9 条 少年に関する事件は、少年部に分配する。

##### (令状等の事務等の処理)

第 10 条 令状等の事務、観護措置決定及びその更新に対する各異議申立事件の処理については、本庁に所属する裁判官が協議して担当する。

## (裁判官の配置)

第11条 裁判官の配置は、別表第1の少年部欄のとおりとする。

## (開廷日割)

第12条 開廷日割は、別表第2の少年部欄のとおりとする。

## (裁判長の代理)

第13条 合議体の裁判長に差し支えのあるときは、渡邊裁判官、永谷裁判官、山本裁判官、西森裁判官、小河裁判官、木村裁判官の順で代理する。

## (裁判事務の代理)

第14条 一人制で処理する事件について、渡邊裁判官に差し支えのあるときは、藤村裁判官が、藤村裁判官に差し支えのあるときは、渡邊裁判官が、渡邊裁判官及び藤村裁判官に差し支えのあるときは古谷裁判官が、それぞれ代理する。

## (緊急時の代理)

第15条 緊急の必要のため前2条に定める代理順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

## 第3章 支部

## (裁判官の配置)

第16条 裁判官の配置は、別表第3の配置裁判官欄のとおりとする。

## (開廷日割)

第17条 開廷日割は、各支部所属の裁判官の協議によって定める。

## (裁判長の代理)

第18条 尼崎支部、姫路支部又は豊岡支部の合議体の裁判長に差し支えのあるときの代理裁判官及びその順序は、別表第3の代理裁判官欄のとおりとし、豊岡支部における裁判長の代理裁判官は、所長が本庁の裁判官の中から指名するものとする。

## (裁判事務の代理)

第19条 裁判官に差し支えのあるときの代理裁判官及びその順序は、別表第3の代理裁判官欄のとおりとし、代理裁判官のうち本庁の裁判官については、所長が、支部所属の裁判官については、当該支部の支部長が指名するものとする。

## (緊急時の代理)

第20条 緊急の必要のため前2条に定める代理順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

## 第4章 浜坂出張所

## (裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷日割)

第21条 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷日割は、別表第4の当該各欄のとおりとする。

## (裁判事務の代理)

第22条 裁判官に差し支えのあるときの代理裁判官及びその順序は、別表第4の代理裁判官欄のとおりとし、所長が本庁の裁判官の中から指名するものとする。

## (緊急時の代理)

第23条 緊急の必要のため前条に定める代理順序によることができないときは、

所長の指名する支部所属の裁判官が代理する。

## 第 5 章 司法行政事務の代理順序

### 第 1 節 本 庁

第 24 条 所長に差し支えのあるときの司法行政事務は、次の順序により、その職務を代行する。

第 1 順位 裁判官 永 谷 幸 恵

第 2 順位 裁判官 渡 邊 健 司

2 緊急の必要のため前項に定める代理順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

### 第 2 節 支 部

第 25 条 支部長に差し支えのあるときの司法行政事務の代理順序は、別表第 3 の代理裁判官欄のとおりとする。

2 緊急の必要のため前項に定める代理順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

### 第 3 節 浜坂出張所

第 26 条 裁判官に差し支えのあるときの司法行政事務の代理順序は、別表第 4 の代理裁判官欄のとおりとする。

2 緊急の必要のため前項に定める代理順序によることができないときは、所長の指名する支部所属の裁判官が代理する。

### 附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 26 日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 6 日から施行する。

(別表第 1)

## 本庁の裁判官の配置

部	裁判官	
家事部	裁判官 (部総括)	永 谷 幸 恵
	裁判官	山 本 由 美 子
	裁判官	西 森 み ゆ き
	裁判官	小 河 好 美
	裁判官	木 村 真 琴
少年部	裁判官 (部総括)	古 谷 恭 一 郎
	裁判官	渡 邊 健 司
	裁判官	藤 村 香 織

(別表第 2)

## 本庁の開廷日割

(家事部)

係	開 廷 日 割	裁 判 官
合議体	隨時	永 谷 幸 恵 山 本 由 美 子 西 森 み ゆ き 渡 邊 健 司 小 河 好 美 木 村 真 琴 藤 村 香 織
第 1 係	家事審判事件 隨時 家事調停事件 月、水 家事雑事件 隨時	古 谷 恭 一 郎
第 2 係	家事審判事件 月、水、金 家事調停事件 火、木 家事共助事件 隨時 家事雑事件 隨時	永 谷 幸 恵

第3係	人事訴訟事件等 家事審判事件 家事調停事件 保全命令事件 家事共助事件 家事雑事件	水、金 月 火、木 隨時 隨時 隨時	西森みゆき
第4係	家事審判事件 家事調停事件 家事共助事件 家事雑事件	水、木 月、火、金 隨時 隨時	小河好美
第5係	家事審判事件	隨時	渡邊健司
第6係	人事訴訟事件等 家事審判事件 保全命令事件 家事共助事件 家事雑事件	火、木 月、金 隨時 隨時 隨時	山本由美子
第7係	家事審判事件	隨時	藤村香織
第8係	家事審判事件 家事調停事件 家事共助事件 家事雑事件	月、火 水、木、金 隨時 隨時	木村真琴

(少年部)

係	開廷日割	裁判官
合議体	隨時	古谷 恭一郎 渡邊 健司 藤村 香織 永谷 幸恵 山本 由美子 西森 みゆき 小河 好美 木村 真琴
第1係	月、火、水、木、金	渡邊 健司
第2係	隨時	渡邊 健司
第3係	月、火、水、木、金	藤村 香織
第4係	隨時	渡邊 健司 藤村 香織

(別表第3)

## 支部の裁判官の配置及び代理順序

## 1 伊丹支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
川畠 公美	松本 武人、 西森 英司 の順序
西森 英司	松本 武人、 川畠 公美 の順序
安田 仁美	川畠 公美、 西森 英司、 松本 武人 の順序
松本 武人	川畠 公美、 西森 英司 の順序
(司法行政事務) 川畠 公美	西森 英司、 松本 武人 の順序

## 2 尼崎支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官

合議体 藤田 昌宏 大島 道代 田中 健司 杉本 敏彦 石川 理沙 久保 貴紀 望月 一輝 中西 大祐 梁川 将成	裁判長の代理裁判官 (家事事件) 大島 道代、 杉本 敏彦、 久保 貴紀 の順序 (少年事件) 田中 健司、 大島 道代、 杉本 敏彦 の順序
家事第 1 係 藤田 昌宏	杉本 敏彦、 大島 道代、 望月 一輝 の順序
家事第 2 係 望月 一輝	大島 道代、 杉本 敏彦、 藤田 昌宏 の順序
家事第 3 係 杉本 敏彦	大島 道代、 望月 一輝、 藤田 昌宏 の順序
家事第 4 係 大島 道代	杉本 敏彦、 望月 一輝、 藤田 昌宏 の順序
少年第 1 係 石川 理沙	中西 大祐、 梁川 将成、 大島 道代、 田中 健司 の順序
少年第 2 係 梁川 将成	中西 大祐、 石川 理沙、 大島 道代、 田中 健司 の順序

少年第3係 中西 大祐	梁川 将成、 石川 理沙、 大島 道代、 田中 健司 の順序
少年第4係 大島 道代	中西 大祐、 梁川 将成、 石川 理沙、 田中 健司 の順序
少年第5係 田中 健司	梁川 将成、 中西 大祐、 石川 理沙、 大島 道代 の順序
人事訴訟第1係 杉本 敏彦	大島 道代、 久保 貴紀 の順序
人事訴訟第2係 久保 貴紀	杉本 敏彦、 大島 道代 の順序
人事訴訟第3係 大島 道代	杉本 敏彦、 久保 貴紀 の順序
(司法行政事務) 藤田 昌宏	大島 道代、 田中 健司、 杉本 敏彦 の順序

## 3 明石支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
島村 雅之	鈴木 輝子、 玉野 勝則 の順序

玉野 勝則	鈴木 輝子、 島村 雅之 の順序
鈴木 輝子	玉野 勝則、 島村 雅之 の順序
(司法行政事務) 島村 雅之	鈴木 輝子、 玉野 勝則 の順序

## 4 柏原支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
大藪 和男 (尼崎支部から填補)	尼崎支部の裁判官
(司法行政事務) 大藪 和男 (尼崎支部から填補)	大島 道代、 田中 健司、 杉本 敏彦 の順序

## 5 姫路支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
合議体（家事係） 増森 珠美 原 司 和田三貴子 井上 博喜 松本 明子 河端裕美子 高山 慎 大西 康平 庄司 真人 土岐あすか	裁判長の代理裁判官 原 司、 和田三貴子、 井上 博喜 の順序
家事第1係 増森 珠美	松本 明子、 和田三貴子 の順序

家事第2係 松本 明子	和田三貴子、 増森 珠美 の順序
家事第3係 和田三貴子	増森 珠美、 松本 明子 の順序
家事第4係 原 司	和田三貴子、 松本 明子 の順序
合議体（少年係） 増森 珠美 佐藤 洋幸 和田三貴子 栗原 保 杉山 文洋 白鳥 葵 佐伯 春奈 佐藤 杏	裁判長の代理裁判官 佐藤 洋幸、 和田三貴子、 栗原 保、 杉山 文洋 の順序
少年第1係 佐伯 春奈	杉山 文洋、 佐藤 杏、 白鳥 葵 の順序
少年第2係 杉山 文洋	佐伯 春奈、 佐藤 杏、 白鳥 葵 の順序
少年第3係 佐藤 杏	佐伯 春奈、 杉山 文洋、 白鳥 葵 の順序
少年第4係 白鳥 葵	佐伯 春奈、 杉山 文洋、 佐藤 杏 の順序

人事訴訟第1係 松本 明子	和田三貴子
人事訴訟第2係 和田三貴子	松本 明子
(司法行政事務) 増森 珠美	和田三貴子、 佐藤 洋幸 の順序

## 6 社支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
五十部 隆	姫路支部の裁判官
(司法行政事務) 五十部 隆	和田三貴子、 佐藤 洋幸 の順序

## 7 龍野支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
永田 雄一	姫路支部の裁判官
(司法行政事務) 永田 雄一	和田三貴子、 佐藤 洋幸 の順序

## 8 豊岡支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
合議体 坂川波奈子 本庁から填補 本庁から填補	裁判長の代理裁判官 本庁の裁判官
坂川波奈子	本庁の裁判官

(司法行政事務) 坂川波奈子	山本由美子、 西森みゆき の順序
-------------------	---------------------

## 9 洲本支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
尾島祐太郎	本庁の裁判官
(司法行政事務) 尾島祐太郎	山本由美子、 西森みゆき の順序

(別表第4)

浜坂出張所の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
家事事件 全部	木 (第1、3)	坂川波奈子 (豊岡支部から填補)	本庁の裁判官
司法行政事務		坂川波奈子 (豊岡支部から填補)	山本由美子、 西森みゆき の順序